部長及び参事官　　総務発第117号
殿　　令和８年４月１日
所　属　長　　３年保存（口訓）
本　部　長

社会的反響の大きい事案に関する適切な報道対応について（通達乙）

全国的な事例を振り返ると、警察職員の職務執行に非があることが疑われる社会的反響の大きい事案が発生した際、対外的に一部事実と異なる内容の説明を行ったことで、警察の社会的な信頼が損なわれた事例がみられる。

こうした事案が発生した際は、組織的な検討を経て正確な発表を行うことが必要であることから、下記事項に特に留意し、適切な報道対応に努められたい。

記

１　報道対応体制の早期確立と十分な事前準備等

(1)　報道対応体制の早期確立

社会的反響が大きくなることが見込まれる事案が発生した所属（以下本通達において「事案発生所属」という。）の長は、県本部主管課を通じて本職に即時報告すること。

事案発生所属及び県本部主管課は、総務課と緊密に連携して早期に報道対応体制を確立すること。

(2)　報道発表内容についての十分な事前準備等

事案発生所属及び県本部主管課は緊密に連携し、正確な事実関係の把握に努めること。

報道発表内容に関しては、総務課と十分な協議を行うとともに、必要に応じて警察庁主管課からの指導・助言も受けるなど、組織的な検討を尽くした上で本職の指揮を受けること。

(3)　正確な発表

事実関係について調査中である場合など、確定的な発表ができない事項や、事柄の性質上発表できない事項については、その旨を的確に説明し、誤解が生じることのないよう慎重に対応すること。

また、発表した事項に誤りがあることが認められた場合には、事実関係を確認の上、迅速かつ的確に訂正措置等を講じること。

２　広報担当責任者に対する教養の徹底

(1)　任用時教養の実施

総務課長は、次長（次長が二人の所属は、次長（第一）の職にある者）又は副署長に任用される者に対して、報道対応の基本的事項に関する教養を行

うこと。

(2)　実践的な報道対応訓練の実施

総務課長は、実際の記者会見を想定した実践的な報道対応訓練を定期的に実施すること。

その際、集約した情報から事実関係を確認し、報道発表内容を検討した後、記者会見に臨むという一連の流れを訓練参加者に体験させるとともに、反省検討会を実施するなど、教養効果を高める工夫をすること。

(3)　報道関係者による講習会等の実施

総務課長は、正確な報道対応の重要性に対する認識を高めるため、報道関係者を部外講師とする講習会、報道関係者との意見交換会等を実施すること。

（担当：総務課広報官　青木　2111）